

〈まだ収入申告書を提出されていない方へ〉 収入申告書は必ず提出してください

(定住促進住宅にお住まいの方は該当いたしません。)

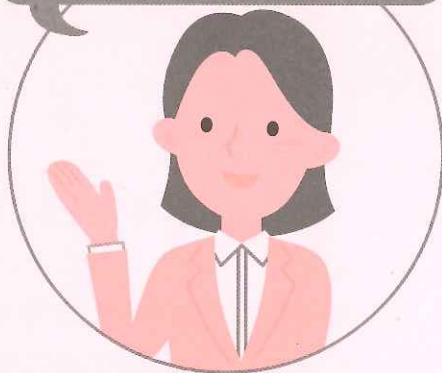
提出に際して、収入がある方は、必ず収入を証明する書類を添付してください。
なお、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅なみの家賃となりますので、
まだ提出されていない方は、期限までに提出してください。

収入申告書(兼家賃減免申請書)の提出は、現在家賃減額を
受けている方にとって減額更新手続きとなります。(駐車場使用料減額も含む)

●提出期限…必ずお守りください。

令和元年6月28日(金)

収入申告書を提出されませんと
民間賃貸住宅なみの家賃に
なりますのでご注意ください。



収入申告書を紛失された方は

お近くの管理事務所、方面事務所に用意してあります。なお、減免を受けている方は収入申告書の用紙が異なりますので、その旨をお申し出ください。

《収入申告義務の免除について》

名義人が「認知症である者、知的障害者、精神障害者」に該当する場合は、事前に届出をしていただくことにより、収入申告義務が免除されます。

届出には、これらの要件に該当することを証明する書類(診断書、障害者手帳のコピー等)が必要になります。

●届出に必要な書類等、詳しい内容については、

名古屋市住宅供給公社収納課(052-523-3882)へお問い合わせください。

お問合せ先

名古屋市住宅供給公社……収 納 課……TEL.052-523-3882 FAX.052-523-3869
TEL.052-523-3885

東部事務所……TEL.052-774-3871 FAX.052-774-3872

西部事務所……TEL.052-303-2251 FAX.052-303-2253

南部事務所……TEL.052-823-1315 FAX.052-823-1317

北部事務所……TEL.052-529-1261 FAX.052-523-7151

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課……TEL.052-972-2956 FAX.052-972-4173

意見申出について

※主に、世帯員の合計所得に変動があった場合等の手続きです

〈定住促進住宅にお住まいの方は該当しません。〉

失職、扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、意見申出の手続きをすることにより家賃が変わる場合があります。月末までに受け付けたものを審査し、承認されたものについては、翌月から変更します。

意見申出できる（可能性のある）主な具体例

- 失職した、退職した。（転職の場合は除きます。）
- 廃業した。（転職の場合は除きます。）
- 平成 29 年に比べ、平成 30 年の所得が減少した。
- 傷病または育児により休職している。（概ね 6 ヶ月以上継続して就業不能であること。）
- 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の交付を受けた。
- 所得のある同居人（配偶者を除きます。）が転出した。
- 配偶者と離婚し、所得のある名義人または配偶者が転出した。
- 所得のある名義人または同居人が亡くなった。
- 所得税法上の扶養親族が増えた。
- 難病の指定を受けた。 など。

※上記の例は、主なものです。この他にも意見申出できる（可能性のある）場合があります。

※それぞれの場合に応じて、手続き時には添付書類が必要です。

※上記の例に該当していても、申請いただいた内容によっては、意見申出できない場合があります。

※意見申出は、収入申告とは別に手続きが必要です。

意見申出の可・不可や、意見申出時に必要な添付書類等、詳しい内容については、お近くの管理事務所又は方面事務所でお尋ねください。

入居者の皆さまへ配布する文書の年度表示について

今年の5月から、元号が「令和」に変わりましたが、入居者の皆さまへ配布する文書の「年度」の表示は、一部の文書を除き「平成31年度」となっています。

「平成31年度」と表示されていても文書の効力は「令和元年度」と変わりませんので、ご承知おきください。

収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの方のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

		基準額
収入超過者	公営住宅	所得月額 158,000 円超 (裁量階層世帯は 214,000 円超)
	改良住宅	所得月額 114,000 円超 (裁量階層世帯は 139,000 円超)
高額所得者		高額認定月額 313,000 円超

※裁量階層世帯とは、高齢者のみで構成された世帯、身体障害者(1級～4級)、中学校修了前の子どもがいる世帯などです。

収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方には、住宅の明渡努力義務が課されています。自発的な退去に努めてください。転居先で公共的な住宅をお探しの方は、下記又は「栄市民サービスコーナー住まいの窓口」(電話：052-264-4682)にご相談ください。

高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記の相談窓口へご連絡をお願いいたします。

●明渡請求制度のお問合せ先●

名古屋市住宅供給公社 相談窓口

●営業時間 / 午前8時45分～午後5時15分
(毎週木曜日は午後7時まで受付)

TEL.052-523-3882

●休業日 / 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

なお、転居先として公共的な住宅をお探しの方は、下記住宅についてご検討されてはいかがでしょうか。世帯の収入により、子育て支援減額制度等(定住促進住宅)が適用されます。

《定住促進住宅》

令和元年5月17日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
喜惣治荘 T-A棟	名古屋市北区喜惣治二丁目200番地	3LDK	72.27㎡	77,000円～80,000円
比良荘東-A棟	名古屋市西区清里町69番地の90	3LDK	74.44㎡	68,200円
シティファミリー江松	名古屋市中川区江松二丁目233番地	3LDK	74.59㎡～75.01㎡	71,000円～71,400円
エコビレッジ志段味	名古屋市守山区大字吉根字日ノ後603番地	2LDK	68.68㎡	66,000円
シティファミリー小坂	名古屋市緑区小坂一丁目901番地	3LDK	74.50㎡	75,000円

※上記以外の住宅もございます。※公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://www.jkk-nagoya.or.jp>

名古屋市住宅供給公社 検索

《定住促進モデル住宅・一般賃貸住宅》

令和元年5月9日現在

住宅名	所在地	間取り	専有面積	家賃
シティファミリー八事	名古屋市昭和区滝川町47番地の40	2LDK～4LDK	59.18㎡～93.75㎡	75,000円～167,100円
ももやま荘	名古屋市緑区桃山四丁目201番地	3DK	54.81㎡	34,200円～53,500円

※上記以外の住宅もございます。※公社ホームページでもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://www.jkk-nagoya.or.jp>

名古屋市住宅供給公社 検索

高齢者等対応設備設置を通年で募集します

名古屋市では、高齢者の方などに住宅をより快適にご利用いただくため、無料で手すり等の設置を行っております。

●設置設備について

- (1) 和式便器の洋式化
和式便器の上に簡易キットを設置し、洋式便器と同様にご使用いただけます。
(手すりも設置します。)
- (2) 浴室、トイレの手すりの設置
浴室、トイレに手すりを1か所設置するものです。
- (3) 玄関前階段の手すりの設置
タウンハウス1階住戸の玄関前階段に手すりを設置するものです。
- (4) ドアノブ(玄関)のレバーハンドル化
玄関のドアノブをレバーハンドルに変更するものです。

※住宅によっては、設置対象外のものもあります。

※既に設置済みの方は、お申し込みできません。

●対象者について(以下のいずれかに該当する方)

- (1) 満60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までに該当する障害を有する方
- (3) 戦傷病者手帳(恩給法の特別項症から第6項症または第1款症)所持者の方
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた方
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定を受けている方

※お申し込みの際は、対象者であることがわかる書類の添付が必要です。

設置を希望される方は、お近くの管理事務所又は方面事務所にお申し込みください。なお、設置工事費は無料です。

令和元年7月から 一部の駐車場使用料が変わります

市営住宅の駐車場使用料は、平成23年度の行政評価において、周辺の民間駐車場料金と比べて格差が生じているとして「見直し」と判断されました。その後、平成24年度に設置された外部有識者等による検討委員会から駐車場使用料の見直しに関する提言を受け、平成26年度から5年ごとに駐車場使用料の見直しを実施することとしております。

対象となる駐車場の契約者の方に対しては、平成31年4月に「駐車場料金使用料変更通知」を送付し、見直し後の使用料をお知らせしております。

なお、駐車場使用料は近隣の民間駐車場料金と基準額(※)のいずれか低い方で決定しております。

※基準額とは、国の通達に基づき算出した金額です。

基準額＝償却費＋修繕費＋管理事務所費＋地代相当額＋公租公課＋空車引当金

家財の保険（火災保険）に加入しましょう

あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険（火災保険）に加入しましょう。



※保険の加入は任意です。

※特定の保険のあっせんは致しません。

各保険会社の商品を幅広くご検討ください。

自治会に加入しましょう

年齢も考え方も違う入居者の皆さんが、同じ団地内で暮らしていくためには、他人への思いやりとお互いの協力が不可欠であり、入居者間のとりきめも必要になります。

いざという時にお互いが助け合い、皆さんが安心・安全で快適に暮らすために必要となる一番身近な組織が“自治会”であり、加入していただくことが重要です。



団地内の落ち葉清掃について

団地内にある樹木などの落ち葉は、排水溝の詰まりや転倒事故の原因になりますので、入居者の皆さんで協力して清掃をしてください。



住宅に関するお問合せ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅及び、山田東荘、千種荘に居住している方。

TEL.052-529-1261
FAX.052-523-7151

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)の住宅に居住している方。

TEL.052-303-2251
FAX.052-303-2253

■東部事務所

千種区(千種荘を除く)、東区(山田東荘を除く)、昭和区、守山区、名東区の住宅に居住している方。

TEL.052-774-3871
FAX.052-774-3872

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、天白区の住宅に居住している方。

TEL.052-823-1315
FAX.052-823-1317

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急

TEL.052-523-4900の

受付時間

月曜日～水曜日 金曜日	午後5時15分～ 翌日午前8時45分
木曜日	午後7時～ 翌日午前8時45分
休所日	午前8時45分～ 翌日午前8時45分

- 休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
- 受付時間／午前8時45分～正午／午後1時～午後5時15分
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。

※このセンターでは、

特に緊急を要する修繕のみ受付します。
このため、修繕の内容によっては、翌日以降に修繕を実施する場合があります。